

公 示 日:2026 年 9 月 2 日(水)

調達管理番号:26a00610

国 名:ベトナム国

担 当 部 署:ガバナンス平和構築部ガバナンスグループ行財政金融チーム

調 達 件 名:ベトナム国消防・救助能力向上プロジェクト(消防・救助／業務調整)(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :消防・救助／業務調整
- (2) 格 付 :3 号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:ハノイ市
- (5) 契約履行期間(予定):2026 年 10 月下旬から 2028 年 12 月上旬
- (6) 渡航期間:2027 年 1 月上旬から 2028 年 11 月下旬予定
- (7) 業務量の目途:22 人月

2. 業務の背景

ベトナム社会主義共和国(以下、「当国」という。)は、ハノイ市やホーチミン市等における都市化及びその近隣省における工業化が進んでいることから、特に人口密集地等における火災被害が増加傾向にある。当国では、公安省消防警察局(Ministry of Public Security, Vietnam Police Department of Fire and Rescue)(以下、「PDFR」という。)が消防及び救助活動を担うが、消防職員の安全管理に関わる意識の低さ、火災現場における消防・救助等の能力不足及び関連機材の老朽化、並びに量的不足により、火災・事故発生から現場到達までに要する時間、消火及び人命救助活動の迅速性や能力の観点で課題を抱えており、工業化とともに発生件数増加、深刻化する火災に対して十分に対応できていない。

当国全土においては 15,608 人(2020 年時点)の消防職員が在籍しているが、現

役の消防職員に対する訓練を行う環境や指導できる教官数が限られていることから、教官数の増加と指導能力の向上及びカリキュラムの近代化が必要である。また、消防機材の更新・増強も必要不可欠である。

当国政府は、上記課題に対処するため、消防警察の能力向上を目指すべく、2012年から2030年までを対象とした「ベトナム国の消防・救助警察の能力の拡充に係るマスタープラン」を2012年に策定している。同マスタープランは、市民の人命と資産を守り、国家の財産を保護し、社会的な安全の強化を図ることを掲げ、①南部・中部・北部の主要な市・省及び経済地域を対象に、消防・救助の基本設備への投資、組織及び人員の強化、及び新設12カ所の消防署等の建設、②国家の工業化と近代化を維持するための消防・救助の強化に資する投資、③国家の社会・経済発展のため、洗練された近代的な消防・救助隊の設立を段階的に実施していくこととしている。

同マスタープランに基づき当国政府の要請を受け、円借款「消防・救助能力強化事業」（以下、「円借款事業」）及び円借款附帯技術プロジェクト「消防・救助能力向上プロジェクト」（以下、「本事業」）が要請され、本事業は2023年11月から2028年11月までの期間で実施中である。しかし、2026年時点で円借款事業についてはキャンセルとなり、本事業についても一般勘定予算を用いた技術協力プロジェクトに切替のうえ、円借款を前提としない案件内容に変更すべくベトナム側実施機関との間で手続きを進めている段階である。

なお、「案件概要表」は別紙1のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、消防・救助/業務調整としてチーフアドバイザーを補佐しつつプロジェクト全体の投入管理を行うとともに、将来整備される予定の消防訓練センターにおいて適応可能な訓練運営・管理体制及び研修実施体制の整備を行い、訓練運営及び技術訓練の適切な実施を図り、教育を受ける予定の消防職員の技術力の向上に寄与する。

（消防・救助）

- 将来整備される予定の消防訓練センターの訓練運営・管理体制が整備される。
- 将来整備される予定の消防訓練センターの研修実施体制が整備される。
- 日常訓練プログラムの成果が体系的に整備される。

（業務調整）

- 計画的な運営管理業務が行われ、各種報告書が作成される。
- 活動に伴う会計・管理・事務・庶務の計画的な執行が行われる。

- プロジェクト関係者(日本人専門家、カウンターパート機関、現地関係機関(消防大学)、本邦協力機関(総務省消防庁・自治体消防本部))との連携及び情報共有が適切に行われる。
 - プロジェクトの投入(日本側の投入のみならず、相手側の投入を含む)が計画的に実施される。
 - 在外事業強化費が適切に管理・執行される。
 - JCC・モニタリング評価活動(モニタリングシートの作成及び取り纏め)が適切に運営される。
 - 進捗状況に応じて、各種書類・報告書等が遅延なく提出される。
 - 先方機関との間で進捗情報が共有され、遅延や状況変化について必要な措置が講じられる。
 - 本プロジェクトの進捗に係る情報が JICA ベトナム事務所と十分に共有される。
- ※上記は現時点のものであるが、要請背景に記した理由で今後期待される成果を見直す可能性がある。

4. 業務の内容

以下の各業務を、相手国機関との協議を踏まえ、プロジェクト専門家(チーフアドバイザー)と共に行う。その際、必要と判断される事項について随時 JICA に報告を行い、助言を得る。

①(消防・救助)

プロジェクト専門家(チーフアドバイザー/消防・救助)と協力し、以下の各業務を実施する。

- ベトナム国の消防セクター(消防・救助人材育成体制、日常訓練プログラム)にかかる情報収集・整理を行う。
- 将来整備される予定の新訓練センターの訓練運営計画(組織運営に必要な要員・教官の組織体制計画、管理体制含む)を策定・構築する。
- 将来整備される予定の新訓練センターの研修実施体制(研修内容・カリキュラム・テキスト作成含む)を策定・構築する。
- 将来整備される予定の新訓練センター教官向け研修の実施体制(研修内容・カリキュラム含む)を策定・構築する。
- 日常訓練プログラムの成果にかかるモニタリングシステムの運用支援を行う。

②(業務調整)

●チーフアドバイザーを補佐し、日本側関係者(総務省消防庁等)と協議の上、PDM 及び PO に基づき、プロジェクト運営管理業務(在外事業強化費執行計画、モニタリングシートの原案作成補助及び編集等)を行い、カウンターパートとの協議を踏まえ、協力計画の策定・進捗管理を行う。

●日本から派遣される調査団(JCC、現地セミナー等)及び短期専門家(自治体消防本部職員)の派遣並びに受入対応を行う。

●自治体消防本部及び消防大学校等との連携を強化して、本邦研修の調整及び受入を行う。

●臨時会計役として公金・物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、計画的な執行を図る。

●チーフアドバイザーと連携し広報活動(広報物の作成等)を適宜促進する。

※上記は現時点のものであるが、要請背景に記した理由で今後業務の内容を見直す可能性がある。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	研修実施体制(研修内容・カリキュラム・テキスト作成)支援の具体的な実施方法	4.業務の内容にかかる①
2	チーフの運営管理を補佐し、関係者調整・予算／調達／会計・施設／資機材導入を計画的に執行するための具体的手法(体制・進め方・見える化・リスク対応)を提案すること。	4.業務の内容にかかる②

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	消防・救助分野における実務経験および JICA 事業における業務調整の経験
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成す

る際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ¹	渡航開始より 1 か月以内	ガバナンス平和構築部	英語	電子データ	-
		(CC:ベトナム事務所)	日本語	電子データ	-
		C/P 機関	英語	電子データ	-
3 か月報告書	渡航開始より 3 か月ごと ²	国際協力調達部(CC:ガバナンス平和構築部)	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より 6 か月ごと	国際協力調達部 (CC:ガバナンス平和構築部、ベトナム事務所)	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	ガバナンス平和構築部 (CC:国際協力調達部、ベトナム事務所)	日本語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2027 年 1 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本専門家は消防・救助／業務調整分野の直営長期専門家(2023 年 11 月～2026 年 11 月派遣中)の後任になります。

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア チーフアドバイザー(短期専門家)

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

イ 消防・救助／業務調整(本公示)
アは別途締結する予定の業務実施契約に基づき派遣予定。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス平和構築部ガバナンスグループから配付しますので、gpgggg@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
- ・専門家業務完了報告書
 - ・ベトナム国「消防・救助能力向上」プロジェクト R/D
 - ・ベトナム国「消防・救助能力向上」プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年9月16日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年10月2日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年10月7日11時～12時30分
4	評価結果の通知	2026年10月13日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等:特になし
(2) 家族帯同:可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
(2) プレゼンテーション資料提出部数: 1 部
(3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。
貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|-------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |

④ 業務従事者によるプレゼンテーション

20 点
(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,254,000	1,407,000
	個人	942,000	1,095,000

② 教育費:

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	65,600	—
	インターナショナルスクール／現地校		325,600	349,400

③ 住居費:3,100ドル／月

④ 航空賃(往復):107,550 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎:到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ:なし
- エ) 通 訳 備 上:なし
- オ) 執務スペースの提供:公安省消防警察局省内における執務スペース提供
(ネット環境完備予定)

- 力) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4)臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ベトナム事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5)その他留意事項

派遣前業務を委嘱する可能性があります。

業務単価(月額) 法人:898,435 円／月
個人:558,305 円／月

以上

作成日:2023 年 9 月 5 日
業務主管部門名:ガバナンス・平和構築部
課名:行財政・金融チーム

案件概要表

1. 案件名

国 名: ベトナム社会主義共和国
案件名:(和名)消防・救助能力向上プロジェクト
(英名)Project for Improvement of Firefighting and Rescue Force

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における消防・救助の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国(以下、「当国」という。)は、「ドイモイ(刷新)政策」導入以降の高い経済成長に伴い、ハノイ市やホーチミン市等における都市化及びその近隣省における工業化が進んでいることから、特に人口密集地等における火災被害が増加傾向にある。2022 年の当国の火災件数は年間 1,741 件と減少傾向にあるが、火災による死者は 109 人(前年比 28.24%増)と増加している。また、同年の被害総額は約 6 千億ドン(およそ 38 億円)にのぼり、前年比約 58%と大幅に増加しており、火災による人的・物的被害が拡大している。中でも紅河デルタ地域の火災被害は全国で最大規模であり、2015 年～2019 年の 5 年間における死傷者数、被害額はそれぞれ全国の約 30%、約 25%を占めているほか、これらの地域はハノイを中心として都市化による人口密集が進んでいることから、人命や財産に関する火災リスクや工業化の発展に伴う産業火災は引き続き増加傾向にあると考えられる。

とりわけ、ハノイ、ホーチミン市といった大都市においては、相次ぐ高層ビルの建設や地下鉄網の整備に伴い、都市化の進行に伴う火災への対処は喫緊の課題となっており、当国政府は火災による被害を軽減すべく、大規模な消防活動訓練等を通して被害軽減のための方策を模索している状況にある。

他方、当国で消防及び救助活動を担う公安省消防警察局(Ministry of Public Security, Vietnam Police Department of Fire and Rescue)(以下、「PDFR」という。)は、消防職員の安全管理に関わる意識の低さ、火災現場における消防・救助等の能力不足及び関連機材の老朽化、並びに量的不足により、火災・事故発生から現場到達までに要する時間、消火及び人命救助活動の迅速性や能力の観点で大きな課題を抱えており、増加、深刻化する火災に対して十分に対応できていない。当国全土においては 15,608 人(2020 年時点)の消防職員が在籍しているが、現

役の消防職員に対する訓練を行う環境や指導できる教官数が限られていることから、教官数の増加と指導能力の向上及びカリキュラムの近代化が必要である。また、公安省が保有する消防及び救助車両は 1,516 台(2020 年時点)であるが、そのうち約 24%が使用年数 20 年を超えた古い車両であり、消防機材の更新・増強が必要不可欠である。

当国政府は、上記課題に対処するため、消防警察の能力向上を目指すべく、2012 年から 2030 年までを対象とした「ベトナム国の消防・救助警察の能力の拡充に係るマスタープラン」を 2012 年に策定している。同マスタープランは、市民の人命と資産を守り、国家の財産を保護し、社会的な安全の強化を図ることを掲げ、①南部・中部・北部の主要な市・省及び経済地域を対象に、消防・救助の基本設備への投資、組織及び人員の強化、及び新設 12 カ所の消防署等の建設、②国家の工業化と近代化を維持するための消防・救助の強化に資する投資、③国家の社会・経済発展のため、洗練された近代的な消防・救助隊の設立、の 3 点を段階的に実施していくこととしている。

同マスタープランに基づき、当国政府の要請を受け、円借款「消防・救助能力強化事業」(以下、「円借款事業」という。)において、消防車両、消防・救助の関連機材整備及び消防訓練センターの建設が予定されている。円借款附帯プロジェクト「消防・救助能力向上プロジェクト」(以下、「本事業」という。)は、円借款事業で整備された消防車両及び関連機材等を活用した消防職員の技能向上を目的に実施するものである。

(2) 消防・救助に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー(2020 年)において、急速な経済成長と都市化に伴う負の側面に対する対応が重要と分析しており、対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針(2017 年)では、脆弱性への対応として、成長の負の側面に対処すべく、急速な都市化・工業化に伴い顕在化している環境問題(都市環境、自然環境)、災害・気候変動等の脅威への適応を支援することが重点分野として定められている。本事業はこれら方針、分析に合致する。

JICA はこれまで、同分野に対し、2005 年度から 2008 年度に長期専門家を派遣し、消防大学の教育カリキュラムの改善を支援してきたほか、2009 年度から 2011 年度には本邦研修を実施し、消防大学の教官に対して日本の消防活動に係る技術移転を実施した。また、我が国はこれまでに草の根・人間の安全保障無償資金協力「中古消防車整備計画」等を通じて、中古消防車両の供与や技術指導研修実施等を支援してきた。本案件はこれらの協力実績に係る事業効果を包括的に促進する観点からも重要である。

(3) 他の援助機関の対応

2000 年以降、オーストリアが消防指令センターの整備、消防車、救助車の供与等の支援を実施しているほか、フィンランド及び韓国も車両を供与している。フィンランドは、2010 年に合計 28 台の消防機材供与(消防車 20 台、はしご車 5 台、救急車 3

台)、2014年には合計20台(消防車7台、はしご車10台、救急車3台)の消防機材供与実績があるほか、現在、消防はしご車両15台を供与し、車両機材の修理及び維持管理に関する技術支援、消防救助に係る短期集中研修を実施中(2020年～2024年)。また、韓国は、消防車66台、はしご車8台及び救急車7台の供与(2016年～2019年)と共に、火災や爆発被害に対応する韓国型のモデルを導入する情報センターを3拠点(バクニン省、タイグエン省、フート省)に設置する計画(2021年～2025年)がある。なお、これら他の援助機関の支援内容と本事業の支援内容の重複は無い。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、円借款事業により整備される予定の消防訓練センターにおいて、訓練運営・管理体制及び研修実施体制の整備を行うことにより、消防訓練センターにおける訓練運営及び技術訓練の適切な実施を図り、もって消防訓練センターで教育を受けた消防職員の技術力の向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

消防訓練センター(ハナム省)及びその他消防訓練施設

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:消防訓練センター指導教官及び消防大学

最終受益者:公安省消防警察局職員

(4) 総事業費(日本側)

4.97億円(詳細計画策定調査にて確定)

(5) 事業実施期間

2023年11月～2028年10月を予定(計60カ月)

(6) 事業実施体制

公安省消防警察局(Ministry of Public Security, Vietnam Police
Department of Fire and Rescue)

(7) 投入(インプット)

1)日本側

- ① 専門家派遣:長期専門家(チーフアドバイザー／消防・救助、業務調整／消防・救助)、短期専門家(消防技術・ポンプ機関員、救助技術、はしご隊長、はしご機関員、ポンプ隊長、大隊長、効果査閲など)

※詳細については、詳細計画策定調査内で決定する。

- ② 研修員受け入れ:本邦研修等
- ③ 機材供与:消火・救助訓練用資機材

※今後の詳細計画策定調査内で確認・確定

2)ベトナム国側

- ① カウンターパート(消防訓練センター教官)の配置
- ② プロジェクトオフィスの提供
- ③ 訓練施設及び訓練に必要な車両・資機材・サービスの提供、地方省市での訓練場所及び必要な車両・資機材・サービスの提供
- ④ プロジェクト運営にかかる予算の確保(カウンターパートに対する諸手当・旅費等を含む、訓練施設及び地方省市で行う訓練の経費)

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1)我が国の援助活動

上記「2. (2)消防・救助に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ」に記載のとおり。

2)他援助機関等の援助活動

上記「2. (3)他の援助機関の対応」項を参照。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1)環境社会配慮

1. カテゴリ分類:C

2. カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)横断的事項:特になし

3)ジェンダー分類:【確認中】「GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)」

<分類理由>本事業は、詳細計画策定フェーズにおいて、ジェンダー主流化ニーズを確認予定であるため。なお、本事業のプロジェクトサイトは、円借款事業「消防・救助能力強化事業」にて建設予定の消防訓練センターであり、同センターはジェンダーニーズに沿った設計となる予定であることに加えて、本事業では、消防警察局の職員雇用に際して、女性職員の雇用促進及び女性消防職員育成に係る取組を予定している。

(10) その他特記事項:特になし

4. 事業の枠組み

※現時点での案であり、今後の詳細計画策定調査内で確定する。

- (1) 上位目標:消防訓練センターでの教育を受けた消防職員の技術力が向上する。
指標及び目標値:研修を受けた X 割の消防職員がモニタリングシステムの一定の基準値を超える

(2) プロジェクト目標:消防訓練センターの訓練が適切に実施される。

指標及び目標値:

- ①研修カリキュラムが計画通りに実施される
- ②カリキュラムの見直し及び改善が定期的に行われる

(3) 成果

成果 1:消防訓練センターの訓練運営・管理体制が整備される。

成果 2:消防訓練センターの研修実施体制が整備される。

(4) 活動

活動 1-1:ベトナム国の消防・救助人材育成体制のレビューを行う。

活動 1-2:新訓練センターの訓練運営計画を策定する。

活動 1-3:組織運営に必要な要員、教官の組織体制計画を立てる。

活動 1-4:新訓練センターの管理体制を構築する。

活動 1-5:新訓練センターの研修実施体制を構築する。

活動 2-1:新訓練センターで必要な研修内容を確認する。

活動 2-2:新訓練センター教官向けの研修内容を検討する。

活動 2-3:新訓練センター教官向け研修を実施する。

活動 2-4:新訓練センター研修カリキュラムを策定する。

活動 2-5:新訓練センター研修テキストを作成する。

活動 2-6:新訓練センターで消防職員への研修を実施する。

活動 2-7:対象消防署で行われる日常訓練プログラムの現状を確認する。

活動 2-8:新訓練センターで研修を受けた消防職員が各配属先(対象消防署)で訓練を実施する。

活動 2-9:日常訓練プログラムの成果にかかるモニタリングシステムを構築する。

活動 2-10:日常訓練プログラムの成果にかかるモニタリングシステムの運用を支援する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- 1) 円借款事業において車両・資機材の整備及び消防訓練センターが建設される。
- 2) 新型コロナウイルスによる影響を受けない。

(2) 外部条件

- 1) 消防に関する当国の政策が大幅に変更されない。
- 2) 消防訓練センターの運営に必要な人員や予算が配分される。

- 3) 新型コロナウイルスによる感染が拡大しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

2005 年から個別専門家「消防教育訓練」として当国に派遣された長期専門家の活動では、消防訓練センターの訓練用資機材等が不足しており、それら資機材を活用した実践訓練を十分に行うことが出来ない状況があった。そのため、現地で運用されていた消防訓練では、座学による教本の内容を理解する指導が中心として行われており、研修員からのフィードバックでも机上のイメージトレーニングのみでの技術習得は困難との報告があった。上記教訓を踏まえて、本事業では、訓練用資機材等の数量について、教育受講者全員が十分に訓練できる数量を確保するとともに、本事業終了後も当国において、調達や維持管理ができる持続可能な仕様を選定することとする。

また、同案件での教訓として、複数年に渡る技術協力を実施する場合には教育の一貫性を担保するためにも、複数の本邦自治体消防本部から短期間での講師派遣を繰り返すのではなく、単独の消防本部から長期間に渡り、同一の専門家及び講師を派遣することで、技術レベルの向上と指導の一貫性の確保に有効であるとの指摘があった。このことから、本事業においては、短期専門家及び訓練講師等の人材確保に向けて長期間に渡って講師派遣が可能な自治体消防本部からの人選可能性を追求することとする。

7. 評価結果

本事業は当国の開発政策及び我が国の協力方針と合致しており、実施意義は高い。

8. 今後の評価計画

※今後の詳細計画策定調査内で確認・確定

- (1) 今後の評価に用いる主な指標

上記4. のとおり。

- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業終了 3 年後 事後評価

以 上